

高砂市敬老事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、その長寿をお祝いすることを目的とした事業に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 高齢者相互間の懇談又は交流に関する事業
- (2) 高齢者と他世代の者との交流に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者の敬愛の念を表し、又は醸成する事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、各地区（市内8地区をいう。以下同じ。）の前年度9月1日現在の65歳以上の高齢者数に50円を乗じて得た額に、1地区当たり100,000円を加えた額とする。

(補助金の交付基準)

第4条 補助金の交付基準は、次に該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者が、各地区連合自治会、各地区民生委員会、各町（校区）福祉推進委員会又は各地区老人クラブのいずれかを含む団体で構成された実行委員会であること。
- (2) 補助金は、当該年度につき1地区1回を限度とすること。
- (3) 事業は、地区内の全ての高齢者を対象とするものであること。
- (4) 事業は、実行委員会が直接市内で実施するものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる事業の経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付手続)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続については、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

対象経費	1 謝礼金等 2 旅費 3 消耗品費 4 印刷製本費 5 使用料 6 賃借料 7 食糧費（1人当たり2,000円を限度とする。）
------	--